

## 第4章 個別計画

### 第1節 発生・排出抑制計画

#### 発生・排出抑制計画の基本方針

徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

##### 【計画項目】

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進  
継続・強化

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進  
継続・強化

1.3 循環型事業活動の促進 **新規**

1.4 リユースの推進 継続・強化

重点1：プラスチック類  
の発生・排出抑制

重点2：食品ロスの削減

#### 1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

##### (1) プラスチック類の発生・排出抑制 **重点**

プラスチック使用製品，特に使い捨て製品や過剰な容器包装類の発生・排出抑制を促進するため，普及啓発や広報，児童・生徒への環境教育などを通じ，暮らしの中のプラスチックごみ削減に向けた取組への協力を，市民や事業者に働きかけます。

##### (2) 食品ロスの削減 **重点**

組成分析調査結果などを基に，食べ残しや未利用食品量を調査・分析するとともに，賞味期限，消費期限切れの食品，食べ残しといった家庭内における食品ロスの削減に市民が自主的に取り組めるよう，普及啓発・広報等を進めます。

また，フードドライブ事業の継続・拡充を図るため，市民にその利用・参加を呼びかけます。

### (3) その他発生・排出抑制行動の促進

生ごみ全体の減量・資源化に向け、水切りの徹底の呼びかけや生ごみ処理機・コンポスト容器の利用など、家庭内処理の促進にも引き続き取り組みます。

また、ものを大切に長く使う、電気製品の修理・再生を行うなど、ごみの発生・排出が少ないライフスタイルの実践・転換の促進について、市民や事業者  
に情報発信していきます。

#### 生ごみ減量はギュッと水切り!!

台所から出る生ごみの約80%は水分です。

生ごみを捨てる前に、ギュッと簡単にひと絞りすることで約10%の水分を減らすことができます！直接触ることに抵抗がある場合は、水切り器や不要になったCDの活用のほか、生ごみ処理機を活用することで、より効果的に水分を減らすことができます！

生ごみの水分を減らすことにより、ごみ処理費用が軽減されるとともに、効率的にごみを燃やすことができるため、焼却炉や最終処分場の長寿命化や温室効果ガスの削減にもつながります。



ギュッと！

## 1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

### (1) 大規模事業所への指導

本市では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以上の建築物）の所有者に対し、条例に基づき廃棄物管理者の設置と廃棄物再利用計画の提出を義務づけています。これら大規模事業者に対し、引き続き再利用計画を活用しごみの発生・排出抑制の推進を指導します。

### (2) 事業所への情報提供・指導

食品廃棄物の減量や古紙類の資源化促進に関する情報など、商工団体等の事業者団体と連携し、中小事業所を中心に業種の特性に合ったごみ減量・資源化に関する情報発信を行います。

## 1.3 循環型事業活動の促進

### (1) 脱プラスチックの促進 **重点**

先進的に取り組む事業所の紹介・情報発信を通じ、脱プラスチック、カーボン・ニュートラルの観点から、事業活動における使い捨てプラスチックの使用の抑制を促進します。また、事業者との連携により、指定収集袋のばら売り方法の拡充によるレジ袋削減に向けて検討します。

### (2) 食品ロスの削減 **重点**

「食べきり協力店」など、他自治体を参考とした食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店の認定制度を設け、市民に広く PR していく仕組みについて検討します。食品販売店における食品ロス削減については、見切り品情報を消費者に迅速に提供するデジタルプラットフォームの利用や、消費期限の短い食品をあえて選択する「手前取り（てまえどり）」の実践について市民に呼びかけるなど、販売店や事業所と連携による食品ロス削減に向けた取組を検討・展開します。

また、未利用食品の有効利用に向けては、食品関連事業者、社会福祉協議会、フードバンク団体、消費者団体連合会など関係主体間の情報共有、ネットワークづくりなどを支援していきます。

#### 食品廃棄を減らすための「てまえどり」推進、フードバンク団体の活動

##### ■「てまえどり」ポップの配布

地域活性化包括連携協定を締結している株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店のご協力により、調布市内セブン-イレブン店舗の陳列棚に「てまえどり」啓発ポップを設置しています。市内事業者の方々にも活動を広めます。



「てまえどり」啓発ポップ

ポップの素材は、廃棄されてしまうお米(※)由来の国産バイオマスプラスチック「ライスレジ」を使用しています。

※食用に適さない古米、米菓メーカーなどで発生する破碎米など、飼料としても処理されず、廃棄されてしまうお米

##### ■NPO法人フードバンク調布の取組紹介

フードバンク調布は、平成29年12月に地域の有志が集まり任意団体として発足。「食べられるのにもったいない！必要としている方へお渡しします。」を合言葉にボランティア活動継続し、令和3(2021)年10月「特定非営利活動法人フードバンク調布」として設立されました。

食料支援「子どもプロジェクト」として学校の長期休みで給食がなく、食事に困る子育て世帯に向けて食品を届けるといった活動を展開しています。

### (3) 店頭回収・自主回収の促進 **重点**

スーパーマーケットにおける発泡トレイやペットボトル、古紙類などの店頭回収や、メーカーによる製品・容器の自主回収事業など、事業者による自主回収の情報を積極的に発信し、市民にそれらの利用を呼びかけます。

## 1.4 リユース（再利用）の推進

### (1) 利再来留館の活用

リユース情報発信の拠点として利再来留（りさいくる）館を引き続き活用しつつ、粗大ごみリユース品等の展示・販売機能のさらなる充実を図ります。



利再来留（りさいくる）館

### (2) リユース活動に関する情報提供・支援

本市や各種団体等が実施するフリーマーケットの実施や市イベントや地域のお祭り等でのリユース食器の利用、企業との連携によるリユース促進デジタルプラットフォームの活用など、市民がリユースを体験する機会を増やすことを通じ、リユース品活動の促進を図ります。

インターネット掲示板サイト「ジモティー」を活用したリユース促進の取組

## 第2節 資源化計画

### 資源化計画の基本方針

#### さらなる資源化の推進

##### 【計画項目】

2.1 資源化の推進 **継続・強化**

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底 **継続・強化**

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進  
**継続・強化**

重点3：プラスチック類  
資源化の推進

重点4：資源の分別品質  
の確保・回収ルート  
の多様化

### 2.1 資源化の推進

#### (1) プラスチック類の資源化の推進 **重点**

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックを再商品化（リサイクル）するための仕組みが導入されました。また、現在、容器包装プラスチックを中間処理しているふじみ衛生組合リサイクルセンターは、老朽化に伴い令和9（2027）年度に向けて更新が予定されています。

このような状況を踏まえ、容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた、プラスチック類全体に分別対象を拡大し、資源化する仕組みの検討・導入を図ります。

また、使用済みペットボトルについては、環境負荷が少ないとされる水平リサイクル※（ボトル to ボトル）の可能性について検討します。

※ビンからビンのように、使用済み製品を同一の製品へとリサイクルすること。

#### (2) 集団回収、拠点回収の推進 **重点**

資源物及び品質確保のため、地域集団回収事業については今後とも促進していくとともに、高齢化の進行や資源価格の変動など、社会情勢の変化に対応した仕組みに改善を図ります。

使用済小型家電や牛乳パック、使用済みインクカートリッジ等の拠点回収事業についても随時、拠点の拡充を検討するなど、回収量の維持・拡大を図ります。

また、スーパーマーケットでのペットボトルやトレイ、古紙類の店頭回収など、事業者の自主回収による資源化の促進に向け、広報・PRを図ります。



集団回収の排出と回収の様子



小型充電式電池回収ボックス



インクカートリッジ  
回収ボックス



コンタクトレンズ  
空ケース回収容器

### (3) 枝・草・葉や生ごみの資源化検討

剪定枝のチップ化事業については、引き続き実施するとともに、施設や集合住宅など利用者の新規獲得に向けた PR やチップの希望者への配布など、事業の強化・拡充について検討します。

また、枝・草・葉について、堆肥化やバイオマス燃料化といった資源化方法に関して、先進事例を参考としつつ調査・検討します。生ごみについても同様に、コミュニティ単位での回収・資源化の導入について調査・検討します。



チッパー車



チップ化されたせん定枝（一次破碎）

## 2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底

### (1) 分別ルールの周知徹底

市報やごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、ごみアプリ、SNS等の多様な媒体を活用し、ごみ・資源物の正しい分別・排出方法を周知するとともに、廃棄物減量及び再利用促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等との連携・協働により、分別ルールの徹底を図ります。また、ルールが守られていないごみへのイエローカードの貼付や指導を継続します。

### (2) 分別収集品質の向上策の検討 **重点**

資源物の安定的な流通を確保するためには、回収・収集段階での品質の向上が不可欠です。

特に、古紙類については組成分析調査による分別遵守状況の把握に努めつつ、「雑がみ」を正しく分別することや不純物・禁忌品の混入を排除するなど、品質の確保・向上に向けた広報・PR や環境教育・環境学習の充実を図ります。併せて、市民や事業者が理解しやすい排出・収集方法についても検討します。



古紙の「禁忌品」



古紙に混入した異物

出展：公益財団法人古紙再生促進センター

## 2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進

### (1) 事業所への情報提供，指導

大規模事業所に対しては，事業用大規模建築物の再利用計画を活用した指導を通じ，ごみ減量と資源化を促していきます。

中小事業所に対しては，商工団体等と連携し事業系ごみの分別・資源化マニュアルなどによる情報提供を図り適正排出を促すとともに，収集許可業者との連携を図り，分別ルールを守らない事業所に対する指導を徹底します。

なお，事業系ごみの量や質は業種や規模により大きく異なるため，組成分析調査やアンケート調査等により排出実態を適切に把握し，効果的な情報提供・指導方法を検討します。

### (2) 持込ごみの分別の徹底

許可収集業者や直接搬入によりふじみ衛生組合クリーンプラザふじみに持ち込まれる事業系ごみの抜き取り検査を継続しつつ，新たに事業系可燃ごみの組成分析調査を実施・活用することで，分別の徹底を図ります。

## 第3節 収集運搬・中間処理・処分計画

### 収集運搬・中間処理・処分計画の基本方針

適正な処理体制の維持・継続

【計画項目】

3.1 ごみの排出と収集運搬 **継続・強化**

3.2 ごみの中間処理 **継続・強化**

3.3 最終処分量ゼロの維持 **継続・強化**

3.4 緊急事態への対応 **新規**

重点3：プラスチック類  
資源化の推進

重点5：災害等への対応  
力の向上

### 3.1 ごみの排出と収集運搬

#### (1) 効率的な収集運搬体制の維持

ごみ・資源物の収集運搬体制は現状を維持しつつ、排出量や質の変化、社会経済状況等の変化に適切に応じ、適宜効率化や見直しを図ります。

#### (2) ICT化の推進

ごみ収集運搬に関する各種データの蓄積や、粗大ごみ処理申込等の各種手続きのICT（情報通信技術）化を推進し、ごみ・資源物の収集運搬事業の効率化を図ります。

#### (3) 環境に配慮した清掃車両の導入

ごみの収集車として電気自動車（EV）や燃料電池車等の導入を検討するなど、環境に配慮した清掃車両の導入を進めます。

#### (4) ふれあい収集の充実

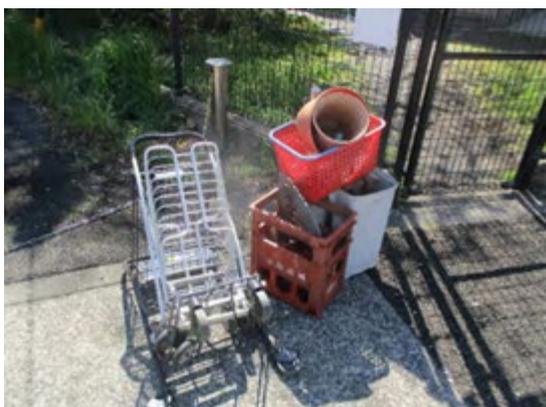
高齢者・障がい者等ごみ出し困難者への対応として実施しているふれあい収集について、庁内関係部署及び事業者との連携を強化し、引き続き事業の充実を図ります。

#### (5) その他適正排出の維持

本市で収集・処理しない適正処理困難物やパソコンなどの廃棄物の適正な処理方法について、ごみカレンダー、ごみアプリ等での周知を徹底します。また、小型充電式電池やスプレー缶など爆発の恐れがあるごみや感染の恐れのあるごみの分別・出し方についても周知徹底を図ります。

ごみの不法投棄の撲滅に向けては、パトロールの強化や市民・事業者の協力による監視・通報体制を強化するとともに、警察との連携を密にしていきます。

また、古紙類など資源の持ち去りについては、パトロールの実施や条例に基づく持ち去り行為者に対する警告書の交付など、引き続き対策を実施します。



不法投棄されたごみ



パトロールの様子

### 3.2 ごみの中間処理

#### (1) 中間処理システムの維持

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別処理といったごみの中間処理はふじみ衛生組合が実施しており、引き続き、ふじみ衛生組合による中間処理体制を維持していきます。

また、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの令和 9 年度の更新に向け、ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携し、建替期間中の不燃ごみ及び容器包装プラスチックやペットボトル等の処理・資源化体制の検討・確保を図ります。

## (2) クリーンセンター機能の維持

調布市クリーンセンターにおける、本市のびん・缶、古紙・古布、粗大ごみの選別や積替機能を維持します。



クリーンセンターに集積された古紙



粗大ごみの解体

## 3.3 最終処分量ゼロの維持

### (1) 焼却灰の資源化

東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化事業の継続による焼却灰全量の資源化を維持します。また、老朽化に伴うエコセメント化施設の一部更新について、東京たま広域資源循環組合に必要な協力を行います。

#### 東京たまエコセメント化施設について

調布市、三鷹市のご家庭や事業所から排出された「燃やせるごみ」は、ふじみ衛生組合「クリーンプラザふじみ」にて焼却され、燃やした後に残る焼却灰は、西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合「二ツ塚処分場」に運ばれています。二ツ塚処分場では、平成 18 年(2006 年)7月から焼却灰をセメントの一部として再利用する「東京たまエコセメント化施設」を稼働し、それまで埋め立てていた焼却灰の全量をエコセメントの原料としてリサイクルすることで、調布市を含む多摩地域のリサイクルが進み、処分場の使用期間は大幅に延びました。

生産されたエコセメント製品は、私たちのまちの道路の縁石や側溝、歩道の舗装ブロックなどに利用され、持続可能な社会の形成に役立てられています。



エコセメント化施設（日の出町）



土木・建築工事やコンクリート製品に使われるエコセメント

## 3.4 緊急事態への対応

### (1) 災害廃棄物処理計画の策定等 **重点**

大規模災害発生時における廃棄物の収集・処理方法、体制等については、現在「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応することとなっています。今後は、東京都災害廃棄物処理計画や調布市地域防災計画との整合を図りつつ、国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大や、大きな経済変動による資源リサイクル市場の混乱など、今後想定される社会・経済変動時におけるごみ処理・リサイクル事業の対応のあり方や収集・運搬・中間処理の業務継続体制について調査・検討を行うとともに、業務従事者の感染予防に必要な措置を講じます。併せて、指定収集袋の安定供給についても、生産体制や仕様の見直しに向け検討します。

## 第4節 情報発信及び連携・協働計画

### 情報発信及び連携・協働計画の基本方針

市民・事業者、各種団体との連携・協働の推進

#### 【計画項目】

4.1 各主体との連携推進 **継続・強化**

4.2 普及・啓発の推進 **継続・強化**

4.3 環境教育・環境学習の推進 **継続・強化**

**重点 6：パートナーシップの形成と強化**

### 4.1 各主体との連携推進

#### (1) 促進員や審議会との連携・協働 **重点**

市民・事業者・各種団体との連携・協働により本市のごみ減量・リサイクルのあり方を検討していく場として、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会を開催します。また、地域単位でごみ減量・リサイクルを進めるため調布市廃棄物減量及び再利用促進員との協働を引き続き図ります。

#### (2) 市民・市民団体等との協働 **重点**

食品ロスの削減や脱プラスチック、SDGs の推進など、多種多様なテーマで活動する市民団体や NPO、教育機関等に対し、情報提供その他の支援を行います。また、ごみ問題等に取り組みたい個人や NPO 等が気軽に参加したり、学習・情報交換の場を提供したりするなど、活動のプラットフォームづくり、ネットワーク化のあり方について検討していきます。

#### (3) 事業者・事業者団体等との連携 **重点**

食品ロスの削減や脱プラスチック、自主回収やリユース推進など、3R や循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の推進に積極的に取り組む事業所に対しては、「ごみ減量・リサイクル協力店」等の認定制度の拡充や、表彰・広報により市民へ向けた情報発信を行うなど、必要な支援を行います。

商工会や商店会といった事業者団体と連携し、事業所に対する3R推進やごみの適正排出に関する普及啓発等に努めます。また、食品廃棄物や枝・草・葉といった有機性資源の循環などを図るため、農業従事者・団体等との連携も検討します。

なお、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の実現に向けた国や都の取組を注視し、必要に応じて要望を行います。



事業者との連携事例の紹介（「ザ・リサイクル」令和4年11月20日号）

## 4.2 普及・啓発の推進

### (1) 情報媒体の充実

市報やごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、ごみアプリ、SNS等、効果的な情報提供・普及啓発を進めるため、引き続き多様な情報媒体の充実・活用を図ります。

### (2) イベント・キャンペーンの実施

エコフェスタちょうふや環境フェアといったイベントを活用した情報発信を引き続き実施します。

また、販売店や商店会等と連携し、食品ロスなどをテーマとした共同イベントの実施について検討します。



環境フェア

### (3) 市民団体等との協働

自治会や消費者団体連絡会等の団体と連携し、地域住民の参加の呼びかけや普及啓発の展開を図ります。

また、集合住宅の管理会社や不動産会社を通じた住民への情報提供、大学を通じた学生への情報提供など、対象に応じてあらゆる関係機関との連携を図り普及啓発や情報提供に努めます。

## 4.3 環境教育・環境学習の推進

### (1) 各種講座の実施

市民を対象としたごみ懇談会・出前講座を実施し、ごみの分別ルールやごみ問題に対する理解を深めていきます。

### (2) 教育機関との連携

小中学校や幼稚園・保育園等との協力のもと、出前講座などにより児童・生徒に対する環境教育を進めます。



児童・生徒への出前講座

### (3) ごみ減量・リサイクル啓発作品の募集

児童・生徒、市民を対象としたごみ減量・リサイクル啓発作品の募集を引き続き実施し、広報・啓発に活用していきます。

### (4) 見学会等の実施

調布市クリーンセンターやふじみ衛生組合クリーンプラザふじみといった施設見学会を実施します。

## ごみ減量啓発作品の募集

ごみ対策課では毎年、ごみ減量やリサイクル推進の意識啓発のため「これならできるごみ減量とリサイクルポスター作品」と「ちょうふエコ川柳」の募集を行っています。例年多くの応募をいただき、展示会場の来場者の投票等により入賞作品を決定し、入賞者表彰式を実施しています。

入賞作品はごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」やごみリサイクルカレンダー、ごみアプリに掲載するほか、ポスター化し、調布市公共施設や、「調布市一般廃棄物指定収集袋・特定廃棄物処理券取扱店」等に掲示することで、ごみ減量や適正な排出への啓発に活用しています。



### 令和4年度入賞作品（一部抜粋）



弟が  
残すと言うなら  
俺が食う

得じゃない!  
まとめ買いして  
捨てるなら

ラッピング  
なくても真  
心  
伝わるよ

生ごみと  
ウエスト  
ママ素敵

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理の方針

#### (2) 災害時の対応

### (1) 生活排水処理の方針

汲取りし尿や洗濯・炊事等に伴う生活雑排水を合わせ、生活排水といいます。本市の下水道普及率はほぼ 100%となっており、市内の生活排水は流域下水道を経て東京湾付近にある東京都の水再生センター（森ヶ崎水再生センター）で処理後、処理水は東京湾に放流されています。今後も、引き続き公共下水道による処理を維持します。

一部下水道未接続世帯等では汲取りや浄化槽汚泥処理が行われていますが、下水道未接続者に対しては引き続き接続を働きかけるとともに、発生した汲み取りし尿および浄化槽汚泥は収集後、調布市クリーンセンターのし尿投入口に下水道投入し処理を行います。

また、生ごみ処理方法の一つであるディスポーザについては、「調布市ディスポーザ排水処理システムに関する要綱」に基づいた設置への指導を継続します。

### (2) 災害時の対応

大規模災害発生時のし尿の収集・処理方法、体制等については、現在「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応することとなっています。今後は、東京都災害廃棄物処理計画や調布市地域防災計画との整合を図りつつ、国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。